

令和2年10月1日

各部・局・消防本部の長 様

経営企画部長

## 令和3年度予算編成方針

### 1 我が国経済と国の動向

内閣府が公表した9月の月例経済報告では、我が国経済の基調判断について、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られる。」とし、先行きについて、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される一方で、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立させ、雇用の確保、事業の継続を通じて国民の生活を守り抜くこととし、その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標に対し、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するための主要施策について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」等に基づき、政策目標とスケジュール等を明らかにする実行計画を年末までに策定するとしている。

これら政府の基本的態度に基づき展開される、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ（「ウイズコロナ」の経済戦略）など、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速すると同時に、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、デジタル・ガバメントなどの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとしている。

### 2 本市の財政状況と令和3年度の財政収支見通し

令和元年度普通会計の決算額は前年度に比べ減少したものの、合併特例債を活用し、約37億円のまちづくり推進基金への積み立てを行ったことなどから約555億円となり、3年連続で500億円を超える決算規模となった。

経常収支比率については、前年度に比べ1.1ポイント減少し、93.8%と好転したものの、令和元年度末の財源調整的基金の現在高は、約65億円で、前年度末に比べ約6億円減少し、また、市債残高は、前年度末より約60億円増加の約679億円となった。

令和2年度の決算においては、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の増加に加え、公共施設の維持管理経費などの増加に伴い、経常収支比率は悪化するものと見込んでいる。また、計画最終年度を迎えた合併建設計画などに基づく普通建設事業の推進による市債の借り入れに伴い、市債残高は増加するものと見込んでいる。

さらに、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響による市税収入の減少が見込まれることに加え、感染症対策経費、社会保障関係費、公債費など歳出の増加も見込まれるなど、財政状況は極めて厳しいものになると予測している。

### 3 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症を巡る動きや感染拡大の成り行き、これに伴う本市への影響が極めて不透明な状況にある中、長期化することを前提としつつ、感染対策と社会経済活動の両立を図るとともに、「ポストコロナ」時代を見据え、「新たな日常」への転換を踏まえた事業の内容や実施手法等について、現行の執行体制及び限られた財源の範囲において、効率的かつ効果的な取組となるよう十分に検討した上で、令和3年度の予算編成に当たるものとする。

また、引き続き、第6次廿日市市総合計画の目指す将来像である「挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち」の実現に向けた施策を着実に推進するとともに、「次世代に豊かな廿日市を引き継ぐ」ための施策、事業の実現に取り組むものとする。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への的確な対応

第一に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を徹底的に防止し、市民の生命と安全・安心な暮らしを守ること、また、安定した暮らしをしっかりと支えるための経済活動の回復・活性化に取り組むこととする。

その上で、「新しい生活様式」を市民生活や市内経済・社会に定着させるとともに、「ポストコロナ」時代を見据え、行政のデジタル化の推進など国の施策や社会変革を捉えた行政運営を行うものとする。

#### (2) 持続可能な行財政運営の推進

令和3年度の財政収支見通しが歳入、歳出環境ともに極めて厳しい状況にあることから、感染症の影響も含め、予断を許さない危機的状況にあるという認識のもと、既存の事業・手法に囚われることなく、全ての事業について、新たな視点により見直しを行い、緊急度・優先度を考慮した予算編成を行うものとする。

また、長期化が予測される新型コロナウイルス感染症への対応について、現行の職員体制（配置数）を基本として、行政サービスを安定的に提供するための執行体制の確保、時間外勤務の縮減などによる職員の健康管理など、部局長、課長等のマネジメントのもと、事務事業の見直しを徹底し、効率的かつ効果的な行政運営の推進を図るものとする。

#### (3) 総合計画等の着実な推進

令和3年度は、第6次総合計画後期基本計画の初年度であり、前期基本計画の進捗状況やまちづくり指標の達成状況等を踏まえ、「暮らしを守る」、「人を育む」、「資源を活かす」、「新たな可能性に挑む」の4つの方向性に基づき、各種事業を着実に推進していく。

【第6次総合計画の計画期間】

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想	→									
基本計画	前期			後期						

## 4 予算編成に関する基本的事項

### (1) 全般的事項

#### ア 戦略的な取り組みへの重点配分

新型コロナウイルス感染症に対応した、「感染症対策の徹底」と「経済活動の回復・活性化」に係る取組を最優先としつつも、いわゆる3大プロジェクトである、新機能都市開発事業、地域医療拠点等整備事業、宮島口地区整備事業など、本市の将来の発展を担う事業については強力に推進していく。また、「ポストコロナ」時代の新しい未来、「新たな日常」の実現に向けた事業については、社会経済情勢を見極めつつ、計画的かつ効果的な実施方法等を検討した上で、重点的に取り組むものとする。

#### イ 予算（編成・執行）を踏まえた効率的かつ効果的な執行体制の確保

##### ～「選択と集中」とビルド・アンド・スクラップの徹底～

将来にわたって安定的に行政サービスを提供し、まちづくりを推進するためには、本市の経営資源（人・物・金等）の態様を十分認識した上で、職員力、組織力を結集して、効率的かつ効果的な執行体制を確保しなければならない。

そのため、予算編成に当たっては、予算の内容や金額のみならず、執行方法（いつ、だれが、どのように等）についても検討・調整するなど、職員全員がこれまでに培った経験や知恵を結集し、予算と執行の両面から十分に検証した上で、予算要求すること。

##### (ア) 既存の事務事業の予算要求について

現行の職員配置数、かつ時間外勤務縮減改革推進本部で定める時間外勤務時間の範囲内で最大の効果を挙げることを基本とし、費用対効果の検証、積極的な事務改善、時代にあった実施手法への見直しなどを行った上で、事務事業の優先順位を見極め、事業の「選択と集中」を図ること。

##### (イ) 新規・拡充事業（ビルド）の予算要求について

新たな市民ニーズや行政課題等に対応するための事業実施に当たり必要となる予算（財源）、執行体制（職員数、所要時間等）は、既存事業の見直し（スクラップ）、部内の職員配置数の変更、既存業務の執行方法の見直し等により創出すること。

#### ウ 国、県の動向把握と対応

国、県の令和3年度当初予算編成などの動向を注視し、情報収集に努め、政策決定がなされたものや予算案等が判明したものについては、適時、予算編成過程において修正するなど、適切に対応すること。特に、今後の新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年度補正予算等による対応も考えられることから、本市においても迅速かつ的確に対応すること。

#### エ 議会や監査委員の意見、指摘事項等への対応

議会（決算特別委員会等）や監査委員の意見、指摘事項などについては、その趣旨を踏まえ、速やかに改善等を図るとともに、適切に予算要求すること。

## (2) 歳入に関する事項

歳入については、新たな財源の確保や収入増に積極的に取り組むとともに、次のことに留意し、決算の状況や今後の見込み等を精査したうえで、適切に予算要求すること。

### ア 市税等の収納率の維持向上及び債権管理の適正化

市税及びその他の債権について、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、引き続き、市税にあつては、「第1次廿日市市債権管理計画（令和2年度～令和4年度）」に基づく収納率の維持向上に務めるとともに、債権にあつては、「廿日市市債権管理条例」に基づく債権管理の適正化を図ること。

### イ 将来世代への負担の適正化

将来世代に過度な負担を残すことのないように、臨時財政対策債を除く実質的な市債残高を減少させるため、事業債の発行を抑制すること。財源として市債を活用する場合、充当率及び交付税措置率のより高い市債を活用することを基本とし、交付税措置のない市債（資金手当債）の借り入れは行わないものとする。

### ウ 保有資産の売却及び活用

先行取得用地の買い戻しは、財政健全化の観点から、国庫補助の活用など、財源確保を図りながら、適正に実施すること。

また、保有資産について、売却可能で、かつ具体的な利用計画のない土地の積極的な売却を進めるとともに、売却困難な土地、及び行政財産について、各所管部局において、貸付けなどによる資産活用に取り組むこと。

### エ 使用料及び手数料の適正化

施設の使用料、各種手数料については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の見直し方針に基づき、適切な額の設定を行ったうえで、予算要求すること。

### オ その他財源の確保

ふるさと寄附金、サイネージ広告、市有財産の活用による広告収入、ネーミングライツの推進、クラウドファンディングの導入、本市が有する地域資源の活用など、あらゆる角度からの財源確保に全庁を挙げて取り組むこととする。

## (3) 歳出に関する事項

歳出については、「(1) 全般的事項」や次のことに留意するとともに、予算の流用や過大な不用額が生じないように、令和2年度の執行状況や令和元年度の決算額を参考に的確に見積り、事業の目的を達成するために、必要最小限の経費を要求すること。

なお、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）等を除く経常的経費については、令和2年度当初予算額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。

また、臨時的経費のうち投資的経費は、財源として活用する市債の借入額が令和3年度元金償還額の範囲内となるよう全体で調整するものとし、その他の臨時的経費については、令和2年度当初予算額（一般財源ベース）の範囲内で要求すること。

## ア 「感染症対策の徹底」と「経済活動の回復・活性化」の取組

現状において新型コロナウイルス感染症の終息の目処は立たないため、「ウィズコロナ」を前提とした必要経費を的確に見込むこと。その際、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を契機とした事務事業の見直しを行うこと。

また、イベント等については、開催（実施）の有無を十分に検討した上で、実施に必要な経費を計上すること。

なお、緊急事態宣言の発令等に伴い発生する経費については、予備費又は補正予算での対応を基本とし、当初予算に計上しないこと。

## イ 公共施設マネジメントの推進

公共施設については、「公共施設マネジメント基本方針」を踏まえ、民間活力の活用を積極的に図り、効率的かつ効果的な管理運営を行うとともに、個別施設計画の策定などにより、計画的な点検、修繕の実施により長寿命化を推進し、財政負担の平準化及び将来的な負担の軽減を図ること。

また、建物施設については、新たな建設は行わないことを原則とし、建設を行う場合にあっては地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した建物施設の再配置を行うなど、総量の適正化に取り組むこと。

## ウ 各種団体等への補助金・負担金の検証

各種団体等への補助金・負担金については、その目的、意義、効果等を検証、精査し、真に必要な性の高いものに重点化を図るとともに、必要性が薄れてきているものについては、見直し、終期の設定を行うこと。

また、対象団体の決算状況等を確実に把握し、内部留保資金の活用や自主財源の確保を促すなど、市にとって最少の経費で最大の効果を発現させること。

## エ 協働によるまちづくりの推進

廿日市市協働によるまちづくり基本条例における市の責務を理解し、市民との信頼関係を築きながらまちづくりに取り組むことを念頭に事業の実施方法を検証し、協働によるまちづくりに必要となる事業に取り組むこと。

## オ 民間活力の活用の推進

「事務事業の民間委託等推進指針」に基づき、市が実施している事務事業について、真に行政として担うべき役割を見極め、民間の持つ活力や高度な専門性を活用することにより、高度化・複雑化する市民ニーズに対応した公共サービスの提供を推進するとともに、より一層の行財政運営の効率化を図るため、新たに民間提案制度を活用するなど、公民連携による取組を更に推進させること。

#### **カ 災害に強いまちづくりの推進**

近年頻発している自然災害による被害を最小限に抑えるため、これまでの防災対策を改めて検証し、ハード・ソフトの両面から、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに必要となる事業に取り組むこと。

#### **キ 新たな行政課題等への迅速かつ的確な対応**

本市を取り巻く社会経済情勢の変化、多様化・複雑化する市民ニーズを敏感に察知するとともに、新たな行政課題や行政に求められている役割を把握・分析し、迅速かつ的確に対応するために必要となる事業に取り組むこと。